相続税申告プラン表兼依頼書

下記で計算した金額に消費税等10%を加算する。

	下記 で計算した並領に消貨机力			
	ライトプラン	ベーシックプラン	プレミアプラン	
財産目録の作成	0	0	0	
土地の現地調査	×	0	0	
預貯金等の入出金確認	5年	7年	10年	
打ち合わせ回数 ※初回、最終報告除く	2回まで	5回まで	7回まで	
打ち合わせ方法	WEB面談/電話面談/メール	対面/WEB面談/電話面談/メール	対面/WEB面談/電話面談/メーノ	
二次相続シミュレーション	×	0	0	
書面添付制度	×	0	0	
相続税申告書の作成・代理提出	0	0	0	
意見聴取・税務調査立会	有料	有料	無料	
修正申告	有料	有料	無料	
	報酬(財産額に	応 じ て)		
4千万円未満	30万円	40万円	53万円	
5千万円未満	37万円	49万円	65万円	
6千万円未満	43万円	57万円	77万円	
7千万円未満	49万円	65万円	89万円	
8千万円未満	54万円	73万円	101万円	
9千万円未満	59万円	81万円	113万円	
1億円未満	65万円	89万円	125万円	
1億1千万円未満	69万円	96万円	135万円	
1億2千万円未満	73万円	103万円	145万円	
1億3千万円未満	77万円	110万円	155万円	
1億4千万円未満	81万円	117万円	165万円	
1億5千万円未満	85万円	124万円	175万円	
1億6千万円未満		130万円	183万円	
1億7千万円未満		136万円	191万円	
1億8千万円未満		142万円	199万円	
1億9千万円未満		148万円	207万円	
2億円未満		154万円	215万円	
以降1千万円増すごとに		5万円	6万円	

<	特	記	事	項	>
---	---	---	---	---	---

- 1.報酬算定については積極財産の合計金額で判定するものとする。なお、積極財産の合計金額は下記に従って計算する。
- ①路線価地域の土地は「路線価×地籍×持分」とし、倍率地域の土地は「固定資産税評価額×倍率×持分」とする。
- なお、いずれの地域の土地も小規模宅地等の特例や各種減額補正(賃貸借関係によるものを含む)考慮前の金額とする。
- ②建物については「固定資産税評価額」とする。なお、貸家については賃貸借関係考慮前の金額とする。
- ③有価証券については「相続税評価額」とする。
- ④生命保険金や死亡退職金については非課税枠考慮前の金額とする。
- ⑤積極財産の合計金額には相続税の課税対象とされる生前贈与を含むものとする。
- 2.非上場株式の評価、遺産分割協議書の作成、延納申請、物納申請、納税猶予に関する報酬は適宜加算する。
- 3.申告期限直前の依頼については加算を行う。(4か月前…5%、3か月前…10%、2か月前…20%、1か月前…30%)
- 4.移動・宿泊については下記の加算を行い、実費の精算は行わない。
- ①30分以内・・・5千円
- ②1時間以内・・・1千円
- ③1時間30分以内・・・1万5千円
- ④2時間以内・・・2万円
- ⑤それ以上・・・別途見積もり
- ⑥宿泊・・・2万円
- 5.謄本、公図等のオンライン取得は1件につき500円の加算を行う。
- 6.追加面談については各プラン2万円/30分の加算を行う。
- 7.いずれのプランも申告書製本は1部のみとし、追加製本は1万円/部を頂戴する。
- 8.相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求を行う場合、5万円の報酬を頂戴する。
- 9.申告後の意見聴取は5万円/回、税務調査立会は10万円/回、修正申告は5万円/人の報酬を頂戴する。ただし、プレミアプランは無料とする。
- 10.面談は1回につき1時間以内とする。また、10分を超える電話対応については1回の面談時間とする。
- 11.相続人以外の人が共同で申告すべき事由がある場合には加算を行う。(1人増すごとに報酬額の10%)
- 12.通常以上に煩雑または専門的な業務については、別途加算を行う。
- 13.依頼後のプランのグレードアップは可能だが、グレードダウンはできないものとする。
- 14.郵送費、書類取得費、交通費等の実費等は依頼者の負担とする。

<備考欄>

上記料金表には着手金(11万円)を含んでおり、着手金の請求書については後日ご郵送いたしますので到着後2週間以内にお振込み下さい。

令和 年 月 日

上記プラン及び報酬について説明を受け、下記を依頼します。 □ライトプラン □ベーシックプラン □プレミアプラン

被相続人

の件

氏名:

